

第26号議案

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年2月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

道路交通法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する  
条例の一部を改正する条例

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例  
(平成10年中野区条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の  
車いす」を「、同項第11号の3に規定する移動用小型車及び同項第  
11号の4に規定する身体障害者用の車」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。